

議案第 8 号

損害賠償請求事件の和解について

損害賠償請求事件に関し下記のとおり和解をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

市川市長 田 中 甲

記

1 和解の相手方

千葉県市川市在住

A（女性）

2 事件の概要

令和 2 年 5 月 25 日午前 8 時頃、相手方住居地において、市川市消防局の職員が相手方を救急搬送する際、相手方自宅のシャッター式雨戸の取手部に相手方の右眼瞼部が接触し、相手方が負傷したもので、相手方が市川市にその事故による損害の賠償を求めた事件である。

3 和解の内容

- (1) 市川市は、相手方に対し、本件事故により生じた損害に対する一切の賠償金として、金 16,741,788 円の支払義務のあることを認め、同額を支払う。
- (2) 相手方は、今後いかなる事情が生じても前号の金額以外には、市川市に対し、損害賠償その他名目の如何を問わず、一切の請求をしない。
- (3) この仮示談書は、市川市議会の議決を得たときに、本示談書となる。
- (4) 第 1 号の賠償金は、市川市議会の議決を得た後、遅滞なく支払うものとする。

理 由

損害賠償請求事件について当事者間で合意に達し、和解により解決を図る必要があるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき提案するものである。

仮 示 談 書

市川市（以下「甲」という。）とA（以下「乙」という。）は、下記の事故に係る損害賠償について、次のとおり示談する。

記

1 事故発生日時

令和2年5月25日 午前8時頃

2 事故発生場所

相手方住居地

3 事故の内容

上記日時及び場所において、甲の職員が乙を救急搬送する際、乙の自宅のシャッター式雨戸の取手部に乙の右眼瞼部が接触し、乙が負傷したものである。

4 示談の条件

- (1) 甲は、乙に対し、本件事故により生じた損害に対する一切の賠償金として、金16,741,788円の支払義務のあることを認め、同額を支払う。
- (2) 乙は、今後いかなる事情が生じても前号の金額以外には、甲に対し、損害賠償その他名目の如何を問わず、一切の請求をしない。
- (3) この仮示談書は、市川市議会の議決を得たときに、本示談書となる。
- (4) 第1号の賠償金は、市川市議会の議決を得た後、遅滞なく支払うものとする。

この示談の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年5月22日

甲 千葉県市川市八幡1丁目1番1号
市川市
代表者 市長 田 中 甲

乙 千葉県市川市在住
A（女性）